

報告事項 4

行政処分取消等請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和元年10月18日

教 職 員 課

行政処分取消等請求事件について

1 当事者

原告（控訴人、上告人）：県立高校の生徒

被告（被控訴人、被上告人）：愛知県

2 事件の概要

原告は、愛知県立の高等学校への入学を希望し、平成29年2月に入学願書等を提出し、同年3月に学力検査を受けたが、第一志望校は不合格となった。

これに対して原告は、中学校が作成した推薦書及び調査書が原告にとって不利益な内容となっていること、また、学力検査の採点が明らかに不合理であることから、中学校があえて原告を不合格にするよう意図し、高等学校がその意図を考慮して不合格としたものであると主張するとともに、原告が解答用紙の開示請求を行った際に個人番号通知カードの提示及び謄写を要求した学校職員の行為は違法であると主張して、入学不許可処分の取消し及び慰謝料150万円を求めて訴えの提起に至ったものである（提起日：平成29年6月7日）。

3 判決の概要

(1) 判決結果

第一審判決 県側勝訴（平成30年11月8日）

控訴審判決 県側勝訴（平成31年3月27日）

上告審判決 県側勝訴（令和元年9月19日）

(2) 理由趣旨〔控訴審判決より〕

- ・ 高等学校の行った答案の採点に不合理な点はなく、中学校側の意図を考慮して控訴人を殊更に不利益に取り扱ったという事実を推認させる事情も認められないことから、入学試験の目的とは直接関係のない事柄によって合否の判定が左右されたとはいえない。
- ・ 法律上、個人番号の提供は禁止されているが、個人番号通知カードを本人確認のために利用することまで禁止されているとはいえない。また、個人番号が第三者の認識し得る状態に置かれることは不可避免的に生じ得ることからすると、法律上、個人番号を第三者の認識可能な状態に置くことを一切禁止していると考えすることはできない。そのため、学校職員が本人確認の趣旨で控訴人から個人番号通知カードの提示を受けて控訴人の個人番号を認識可能な状態にしたとしても、違法とはいえない。